

北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例（素案）

北海道建築基準法施行条例（以下「条例」という。）では、建築基準法（以下「法」という。）の規定による建築物の構造等に関して、道独自に必要な基準を付加しています。

今般、次のとおり法の改正等があったことを踏まえ、条例を改正する予定です。

<法の改正等>

- ・ 建築基準法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）
※平成 30 年 6 月 27 日公布、令和元年 6 月 25 日全面施行
- ・ 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
※令和元年 6 月 19 日公布、令和元年 6 月 25 日施行

1 改正内容

- 建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合における制限の緩和について

(1) 改正の背景

今般、改正法において、「既存の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和」について、規定が新設されました。

このことにより、建築物の用途を変更して興行場等とする場合、一定の期間を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができ、この場合、新築等の仮設建築物と同様に、法の一部の規定は適用しないこととされました。

(2) 条例改正の内容

改正法の趣旨を踏まえ、上記の許可を行った場合には、条例においても新築等の仮設建築物と同様に扱うこととし、以下に示す条例の規定を適用しないこととします。

適用しない条例の規定

規 定	内 容
第 40 条	敷地と道路との関係に関する基準
第 41 条	興行場等の屋外出入口の前面に設ける空地の確保に関する基準
第 42 条第 2 項	興行場等の敷地内通路の幅に関する基準
第 42 条第 3 項	敷地内通路から道路等の空地への接続に関する基準
第 44 条	客用の廊下の幅、傾斜路等に関する基準
第 46 条、第 47 条	客席部の構造に関する基準
第 52 条第 3 項第 2 号	利用者用の廊下の勾配に関する基準

2 今後のスケジュール

令和元年第 3 回北海道議会定例会へ提案予定